# ご存知ですか?

特別障害者手当・・・・・ 〈支給額〉

月額26,440円

20歳以上で身体または知的、精神、特定疾患などで重度の障害があり、常時介護を 必要とする在宅の方に支給されます。障害が重複している、日常生活の各動作に制限 がある、という方が対象です。

障害児福祉手当…… 〈支給額〉

月額14,380円

20歳未満で身体または知的に重度の障害があり、日常生活が著しく制限され、常時 介護を必要とするお子さんを対象に支給されます。

問合せ:社会福祉課 障害福祉係 TEL(43)2288

### 

〈支給額〉1級(重度障害児)月額50,750円 2級(中度障害児)月額33.800円

20歳未満で、身体または知的に中度以上の障害がある お子さんを扶養している父、もしくは母、または養育者を対象 として支給されます。

問合せ:長寿子育て課 総務企画係 TEL(43)2280

## 秋田県在宅心身障害児·者療育援助費··· 〈支給額〉月額3,000円

秋田県に在住している在宅心身障害児・者を療育してい る方に経済的軽減を目的として支給されます。

- **受給対象者** ①在宅している重度知的障害児·者で常時介護を要する人を療育している方。
  - ②在宅している知的障害児・者で、重度の身体障害を有する人を療育している方。 なお、障害者年金を受給している方は除かれます。

問合せ:社会福祉課 障害福祉係 TEL(43)2288

# 〈請求手続き〉

支給要件に該当すると思われる方は、所定の診断書 等が必要な場合もありますので、問い合わせ先に確認 のうえ、請求の手続きをしてください。認定を受けることに より、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

# 〈手帳がなくても・・・〉

これらの手当は身体障害者手帳や療育手帳をお持 ちでなくても、同程度の障害がある方は対象となります。 ただし、障害のある方が施設などに入所している場合は 対象になりません。

# 〈所得制限〉

請求者、同居の扶養義務者等の所得制限があります。

※制度に支給制限がありますので、くわしくは上記の 各手当の担当する係までお問い合わせください。



#### ※身体障害者手帳とは…

身体に障害のある方で身体障害者福祉法で 定める程度の障害を有する人が申請により取得 することが出来ます。

#### ※療育手帳とは…

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)に 現れ日常生活に支障が生じ、何らかの援助を必 要とする人が申請することにより取得することが 出来ます。